

晴るばる

JA KITAHARUKA

PR brochure

HARUBARU



北助同組合 第19回通常総代会



JA 北はるか



vol.189

2022.4月号



第19回通常総代会開催

JA北はるか

●編集・発行 北はるか農業協同組合 営農販売部 中川郡美深町大通北2丁目 電話 (01656) 2-1601 ●発行日 2022年4月27日

www.ja-kitaharuka.or.jp/

北はるか

検索

第19回通常総代会開催

4月13日、第19回通常総代会が美深町教育文化会館(COM100)において開催されました。

新型コロナウイルス感染防止のため入場時の検温や消毒、会場については密を避けるため例年的小ホールから文化ホールへ変更し座席の間隔を開ける等対策を講じた上、総代の皆様にも様々なご協力を頂き、本人出席62名、書面議決78名において総代会を開催する事が出来ました。

議長団には美深地区の神野 充布氏、下川地区の吉田 公司氏が選出され、令和3年度における事業報告及び剰余金処分案をはじめ、令和4年度の事業計画を含む、提出議案8件、報告事項3件について審議が行われ、全て原案通り可決決定されました。

冒頭で小林組合長は、令和3年度において55,149千円の剰余金を確保できたことについて組合員の方々に感謝を述べました。

また、未だ終息の気配を見せない新型コロナウイルスの影響を懸念するも、今後も変わらず組合員、役職員と共に地域農業の発展と農協の健全経営に取り組むと述べました。



議長 吉田公司氏 神野充布氏



さて私ども、この度4月13日開催の第19回通常総代会におきまして任期満了により退任いたしました。在任中は公私ともに格別のご指導とご懇情を賜り、職務を遂行させていただきましたことを衷心より厚くお礼申し上げます。なお、後任者に対しましても私ども同様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年4月

2022.4 もくじ

第19回通常総代会開催	2
第19回総代会 挨拶文	3
職員紹介	4
フォトレポート 美深・下川・中川	12
インボイス制度について	13
営農情報	15
警察より・組合員の異動・編集後記	16

今月の表紙



第19回通常総代会の開催について
第19回通常総代会が、4月13日午前10時に美深町文化会館(COM100)において開催されました。本年度は本人出席62名、書面議決78名(出席率93.3%)となりました。

第19回総代会 御挨拶



第19回北はるか通常総代会にあたりご挨拶させていただきます。

まず初めに、本年の総代会にあたっても昨年に引き続き感染防止に十分留意した結果、ご来賓はお呼びせず時間・場所についても制限した中での開催となったことをお詫びいたします。

この挨拶を考えるにあたり、昨年の総代会資料を読み返して改めて新型コロナ禍がもたらした影響の大きさに驚かされます。2020年(令和2年)から始まった新型コロナの蔓延は3年目を迎えました。この感染症との付き合い方は未だ見つかっていませんが、ヨーロッパ諸国をはじめいくつかの先進国においては隔離政策を廃し社会活動を優先する方向に変わってきています。これは、ウイルスが変異するたびに低毒化しているためと思われます。国民性や人種による抵抗力に差異はあるのかもしれません我が国も遠からずこの方向に変わっていくのではないかでしょうか。

さて、昨年は春先の融雪は順調でしたが、5月の天候不順で春耕期の農作業は苦労の多いものとなりました。その後は高温と記憶にない干ばつとなり恩根内・サンル両放牧場では放牧草の再生に影響が出て恩根内牧場では早期退牧になったことをお詫びいたします。もち米以外の農産物も高温・干ばつの影響が心配されました。結果的に蕎麦・カボチャは計画を上回りましたが葉物やトマトは計画を下回るものとなりました。そのことから、計画対比で農産 126% の8億7千万円、青果 96% の13億7千万円、畜産 98% の74億9千万円、総額 99.8% の97億3千万円となりました。しかし、あのような異常気象のなかでもこのような成果が出たことはひとえに組合員の皆様の営農成果の賜物と思います。

購買事業の取扱高は計画を大きく上回り32億円となりましたが、これは燃油と資材高騰によるところが大きく組合員経済にとって良い事とは言えません。また、貯金の期末残高も220億円の実績となりました。

以上により、当期剰余金は5,514万円を確保することができました。組合員の皆様の各事業利用とご協力に感謝いたします。剰余金処分案については1.0%の出資金配当と1,500万円の事業分量配当を実施したうえ残額は組合資本の充実を図るために内部留保とすることをご提案いたします。

農協では協同組合と言う根本的な理念から多くの事業を満遍なくご利用いただくことを前提としております。一方で農協や組合員を取り巻く経済環境や商習慣は劇的に変わりました。農協を協同組合としては見ないで単なる取次店、販売業者、無料あるいは安価なサービス業者としてしか見ていない方も増えています。組合員の皆様にワンストップでサービスを提供する総合農協の宿命から一つ一つの業務などを切り取ると利益を産まないものもありますが、満遍なく事業を利用していくことを前提に利用料金などを決めご負担をお願いしております。

農協を取り巻く環境をご説明すると、農水省はJAに対して中長期の収支見通しをシミュレーションし、持続可能な収益性や将来にわたって健全性のモニタリングを求め、早期の段階で経営改善を求めるための「早期警戒制度」を適用するなど、JAの事業運営を常に「監視・監督」する流れが整ってきました。今後も一貫して信用事業を維持した総合農協として存続することに対するハードルは上がり続けています。事業利益が2期連続で赤字かその懸念があるとき、または5期平均で2,000万円未満の場合に早期警戒制度の適用が懸念されます。

当農協は、発足以来恒常的に信用・共済部門に依存してまいりました。一方で信用・共済部門の収益は大幅に悪化し、同部門の平成29～令和元年の部門別事業利益が平均で7,800万円であったのに対し、令和2～3年は4,000万円と3,800万円もの大幅な減少をしております。このような状況の中、今後も安定して経営継続を行うためには事業利益の底上げを行い最終的な剰余金は事業分量配当として組合員の皆様にお戻しするスタイルを定着させたいと考えます。

本日の総代会には、議案8件、報告事項3件を上程いたしますので慎重なご審議をお願いします。

今後とも、役職員一同、地域農業の発展とJAの健全経営に取り組んでまいりますので、引き続き組合員皆様のご協力と、各系統関係団体ならびに各行政のご支援をお願い申し上げ開会にあたっての挨拶といたします。

就任ご挨拶

当組合の事業運営に格別なるご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

この度4月13日開催の第19回通常総代会におきまして役員に選任され、当日開催の第3回理事会・監事會で下記の通り就任いたしました。

農業・農協を取り巻く諸情勢は一段と厳しさを増すなか課せられた使命の重大さを痛感いたしております。

もとより微力ではございますが最善を尽くして努力する所存でございますのでご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年4月



理事
古川 満之



理事
内山 敦



信用担当理事
松本 芳則



監事
草刈 昇一



監事
米村 敏明

本 所

管理部管理・企画課



向井 朋博 管理部長
兼管理課長

後列左から

- ・納 恵 管理係
- ・長谷川幸恵 管理係長
- ・竹本 敏則 考査役

前列左から

- ・小野みゆき 企画課長兼審査課長
- ・渡辺 智哉 企画係長兼審査係長
- ・東 良司 企画係兼審査係

内部監査室



左から

- ・西野 秀行 内部監査室長
- ・山本 学 内部監査室員



岡田 博英 営農販売部長

営農販売部（畜産課）



後列左から

- ・東 千遙 畜産係
- ・藤原 誠 畜産係
- ・森 恭平 畜産係長
- ・登 央樹 畜産係

前列左から

- ・砂子めぐみ 畜産係
- ・清水 直樹 畜産課長
- ・田中奈々絵 畜産係

牧 場



左から

- ・中村 秀樹 畜産係
- ・原 昌洋 畜産係

宮農販売部（農産課）



後列左から

- ・吉田 奏 農産係
- ・川東 侑世 農産係
- ・奥山 美佳 農産係

前列左から

- ・坂野 恭平 農産係
- ・高橋 太 農産係長
- ・遠藤 良規 農産課長

宮農販売部（宮農課）



後列左から

- ・平田 耕二 営農係兼手対策係
- ・星賀 俊昭 担い手対策係長
- ・丸山 寿幸 営農課長兼営農係長

前列左から

- ・北村みちる 営農係
- ・住田奈々子 営農係
- ・鈴木真理子 営農係兼手対策係

金融部（金融共済課）



松本 芳則 金融部長

後列左から

- ・木村 美歩 金融係長
- ・高須賀 瞳 共済係
- ・佐藤 貴優 共済係
- ・上家 琢郎 金融共済課長兼共済係長

前列左から

- ・須田 千秋 金融係
- ・甲斐 里美 金融係
- ・大嶋 美那 共済係

購買部（購買課）



渡辺 博紀 購買部長
兼燃料課長

後列左から

- ・丹 義光 購買係
- ・佐藤 義一 購買係

前列左から

- ・斎藤 由衣 購買係
- ・佐藤 陽亮 購買課長兼購買係長
- ・深川 健太 購買係

購買部（購買課）



左から

- ・松江 直樹 整備係
- ・下込 冬樹 整備係
- ・伊東 隆志 整備係長
- ・澤田 吉彰 整備係
- ・遠藤 香織 整備係

購買部（燃料課）



左から

- ・宮崎 宏美 燃料係
- ・栗林 高雄 燃料係
- ・梅津 善吉 燃料係
- ・森広 直樹 燃料係長

下川支所

金融共済課



丸山 覚 支所長

後列左から

- ・奥村佐知子 金融共済係
- ・高橋 政一 金融共済課長兼金融共済係長

前列左から

- ・堂前 祐舞 金融共済係
- ・中瀬 舞 金融共済係
- ・鈴木ゆかり 金融共済係

営農販売課



後列左から

- ・奥山 貴章 畜産係長
- ・滝川 徹 農産係
- ・廣瀬 匠 農産係
- ・藤原 貴明 支所次長兼営農販売課長

中列左から

- ・高橋 修平 畜産係
- ・中澤 拓也 農産係長
- ・腰丸 勘太 農産係
- ・神成 康宏 畜産係

前列左から

- ・前田 千穂 畜産係
- ・西郷 百合 農産係
- ・小林 麻美 農産係
- ・佐藤 久美 営農係

購買課



後列左から

- ・羽鳥 悠友 購買係
- ・川崎 忠晴 購買課長
- ・松永 義幸 購買係長

前列左から

- ・田尾 千春 購買係
- ・今泉 浩典 購買係
- ・原田 和記 購買係

中川支所

金融共済課



黒澤 芳美 支所長
兼金融共済課長

前列左から

- ・久保田はるみ 共済係
- ・卯子澤しおり 金融係
- ・菊地真由美 金融係
- ・古田 晃子 金融共済係長

営農経済課



後列左から

- ・渡辺 明宏 営農販売係長
- ・響 孝太朗 営農経済係
- ・笹森 大地 営農経済係
- ・塚本 智章 支所次長

前列左から

- ・吉田 勝博 営農経済係
- ・押川 真弓 営農経済係
- ・立岡 規史 営農経済課長兼営農経済係長



左から

- ・栗井 孝徳 営農経済係
- ・平木 弘美 営農経済係
- ・田村 裕基 営農経済係

ゴールデンウィークの業務日程

	4月				5月					
	27日	28日	29日 昭和の日	30日	1日	2日	3日 憲法記念日	4日 みどりの日	5日 こどもの日	6日
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
本所・下川支所・中川支所	一般事務	○	○	休	休	休	○	休	休	休
	野菜窓口	○	○	休	休	休	○	休	休	○
	ATM	○	○	休	休	休	○	休	休	○
	農業・生活	○	○	○	休	休	○	○	○	○
	資材店舗	○	○	休	休	休	○	休	休	○
	機械センター	○	○	○	休	休	○	○	○	○
	美深セルフ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	下川・中川	○	○	休	○	休	○	○	○	○
	生乳検査	○	○	休	○	休	○	休	休	○

※本所・下川支所の資材店舗並びに機械センターについては、5月の土曜日を4週6休にて12時まで営業致します。

※美深セルフスタンドの営業時間につきましては5/1~10/31(夏期)8:00~19:00、11/1~4/30(冬期)8:00~18:00となります。

下川・中川のスタンドに関しましては、営業日・営業時間等が異なりますのでご注意願います。

理 事 会 報 告



第1回 理事会 2月25日(金)

■決議事項

- 議案第1号 定款の改正について
- 議案第2号 自動車運行管理規程の改正について
- 議案第3号 令和4年度役員報酬審議会の答申について
- 議案第4号 令和4年度役員賠償責任保険の更新について
- 議案第5号 「大量硬貨受入手数料」の新設(案)について
- 議案第6号 令和4年度 信用供与等の最高限度額の設定について
- 議案第7号 令和4年度 貸付金利率の最高限度の設定について
- 議案第8号 時価算定要領の改正について
- 議案第9号 令和4年度 生産資材手数料およびサイト月日基準について
- 議案第10号 固定資産の取得計画について(當農販売部)
- 議案第11号 理事並びに監事の理事会推薦について
- 議案第12号 特定組合員の営農計画について

■報告事項

1. 令和3年度 財務報告について
2. 令和3年度 自己資本比率について
3. 令和3年度 自己査定について
4. 各部からの報告について
5. 令和3年度年間経営定期点検実施報告について
6. 通勤手当の変更について

第2回 理事会 3月22日(火)

■決議事項

- 議案第1号 第4四半期監事監査報告について
- 議案第2号 独立監査人並びに監事による監査報告書の提出について
- 議案第3号 令和4年度 余裕金の運用方法について
- 議案第4号 地区別営農懇談会の取り進めについて

- 議案第5号 第19回通常総代会の招集について
- 議案第6号 第19回通常総代会の提出議案について
- 議案第7号 決算書類及び部門別損益計算書の承認について
- 議案第8号 令和4年度事業計画について
- 議案第9号 「リスク評価書」の見直しについて
- 議案第10号 規程等の改正について
- 議案第11号 第6次地域農業振興計画(中期経営計画)について

■報告事項

1. 各部からの報告事項について
2. 担い手農家定期巡回の報告について
3. 令和4年度 人事異動について

第1回 臨時理事会 3月29日(火)

■決議事項

- 議案第1号 理事並びに監事の理事会推薦について

第2回 臨時理事会 3月29日(火)

■決議事項

- 議案第1号 総代会議案について

第3回 臨時理事会 4月10日(日)

■決議事項

- 議案第1号 総代会議案について

第3回 理事会 4月13日(水)

■決議事項

- 議案第1号 代表理事の選任について
- 議案第2号 各理事の選任について
- 議案第3号 理事の座席順位の設定について
- 議案第4号 役員報酬の配分について
- 議案第5号 退任役員に係る役員退職慰労金の支給について

■報告事項

1. 今後の日程等について

美深

外国人技能実習生受入協議会定期総会開催

4月14日(木)に本所会議室で技能実習生受入協議会の定期総会が執り行われました。

市川会長の円滑な議事進行により進められ、役員改選にて令和4年度も引き続き市川 博さんが会長に再任され、監事には倉兼睦彦さんが新たに就任し執行体制が決まりました。

再任された市川会長は、「少しづつ緩和されてきているが今年もコロナの影響により外国人技能実習生が入国出来ず、この状況がいつまで続くかわかりませんが、派遣会社等の労働者も雇い入れながら人材を確保して繁忙期を乗り越えていきましょう」と総会を締めくくりました。



下川

ホワイト・促成グリーンアスパラ出荷開始

下川地区のグリーンアスパラの収穫が4月6日、ホワイトアスパラの収穫が4月8日より始まりました。

今年は積雪が少なく、ハウス掛けの作業もスムーズに進み、収穫作業が平年に比べ早く始まりました。

初出荷は道内市場へ発送され、グリーン、ホワイト共に平年並みの価格帯で販売されており、今後道外市場も含め販路拡大する予定です。

今年の下川地区の販売計画は促成グリーンアスパラで11.1t、17,760千円、ホワイトアスパラで30t、58,500千円を計画しております。



柔らかくほんのり甘くてみずみずしさが特徴のホワイトアスパラ



柔らかさと歯ごたえ、甘さの中にはろ苦さも感じられるグリーンアスパラ



ほかの野菜にはない特別な味わいです旬を迎えるアスパラを是非ご賞味ください！

中川

クロスブリーディングによる子牛の誕生

中川地区の小林牧場において3月中～下旬にかけて3頭のメス牛が産まれました。3頭は、昨年の夏に恩根内牧場でホルスタイン種のメス牛にモンベリアード種の精液を授精した子牛です。

この取り組みはクロスブリーディング(三元交配)と呼ばれ、近年問題となっている近交係数の上昇によるリスクを回避し、子は両親の平均的能力よりも優れた性質を備えるという遺伝現象を利用する技術です。子牛・母牛ともに健康ということで今後の活躍に期待します。



はじまります！

インボイス制度



1 課税事業者と免税事業者

課税事業者とは、前々年の課税売上高※1が1,000万円を超える事業者をいいます。免税事業者とは、前々年の課税売上高※2が1,000万円以下の事業者です。

※1 農業では主に農畜産物の販売高、作業受託料、使用していた農機等の売却代金が該当します

※2 前々年の課税売上高が1,000万円以下の事業者も、届出書の提出により課税事業者になることができます

課税事業者と免税事業者では、消費税の取り扱いに違いがあります。

■ 農家が課税事業者の場合



■ 農家が免税事業者の場合



2 インボイス制度とは

令和5年10月1日より、現行の区分記載請求書等保存方式に代えて導入される制度です。正式名称は、適格請求書等保存方式といいます。インボイス制度のもとでは、事業者は以下の対応が求められます。

■ 販売時・仕入時の対応

事業者区分	販売時の対応 (証憑の発行)	仕入時の対応（仕入税額控除）	
		本則課税	簡易課税
適格請求書 発行事業者	課税事業者である買い手からの求めに応じインボイスの発行が義務化※	売り手から発行されたインボイスを基に計算※	現行通り (インボイス不要)
課税事業者	現行通り		
免税事業者	(インボイスの発行不可)		

※農協特例（3ページ①を参照）の適用を受ける場合を除く

インボイスがない取引は仕入税額控除ができなくなります。

3 インボイス（適格請求書）とは

消費税の税率が複数存在する中、売り手から買い手に対して適用税率や消費税額等を正確に伝えるための書類のことです。



4 適格請求書発行事業者とは

納税地の所轄税務署から事業者登録番号の交付を受けた事業者を、適格請求書発行事業者といいます。インボイスは、適格請求書発行事業者でないと発行をすることができません。

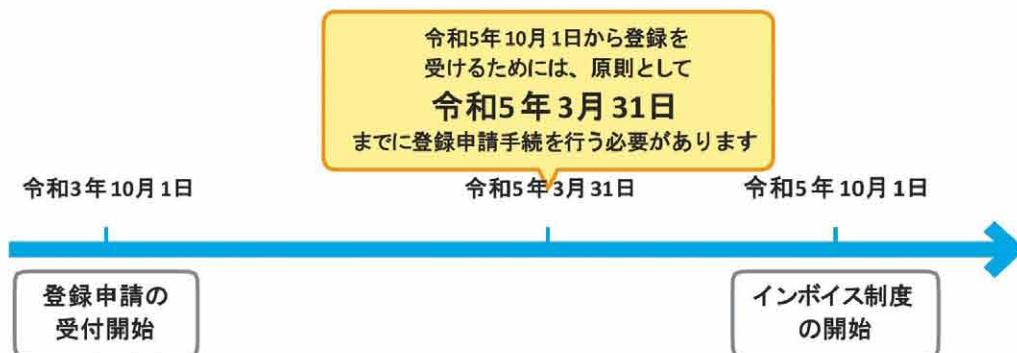


※e-taxによる申請も可。郵送の場合は管轄地域の「インボイス登録センター」へ

5 適格請求書発行事業者になるためには

令和5年10月1日のインボイス制度の開始と同時に適格請求書発行事業者となり、インボイスの発行ができるようになります。そのためには、原則として令和5年3月31日までの間に申請をする必要があります。

■ 登録申請のスケジュール 国税庁リーフレット「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」を基に作成



※免税事業者の方は経過措置により、令和11年9月30日までの間は、年の中途からでも適格請求書発行事業者になることができます

なお、登録申請はあくまで任意です。特に消費税の免税事業者である方は、適格請求書発行事業者として登録されると課税事業者として消費税の申告が必要になりますので、申請の前に慎重な検討が必要です（4ページ『【参考】登録申請の検討にあたり考慮すべきこと』を参照）。





チモシー1番草によく効く肥料散布のタイミングについて

チモシーの生育では収穫後に新しい分けつが作られ、栄養状態が良好であると分けつ数や有穂茎が増加します。昨年の高温・少雨による気象ストレスの影響から分けつ数の低下や「株の傷み」が推測され、施肥管理による早めの手当（栄養補給）が必要と考えられます。また、肥料資材不足・価格高騰のことから牧草更新後経過年数や植生割合、ほ場面積や形状など作業性を考慮し、ほ場の優先順位を付けた施肥管理も必要になってくると思います。

早春、ほ場にトラクターが入れるようになったらすぐに肥料散布を行う

- ・チモシーの収量は、穂を持つ茎（有穂茎）が増えることで高まります。
 - ・チモシー1番草の有穂茎数は、チモシーの生育経過における萌芽期（牧草の根が動き始め生育が活発になり葉や茎の緑色の割合がほ場全体の40～50%を占めて見えるとき）から幼穂形成期までの間に肥料をしっかり吸収させることで増えます。
 - ・早春できるだけ早く施肥することが「肥料を効かせる」ポイントになります。融雪・融凍水が排水されて、トラクターが走れるようにならすぐに散布します。
- 【その他】
- ・ほ場排水の流れや部分的な滞水について確認し、改善が必要な場合はサブソイラ施工なども検討します。
 - ・ほ場外周の倒木やほ場内に落ちている枯れ枝、空き缶等のゴミやシカのツノなどについても収穫時のトラブルを避けるため、ほ場見回りを行い回収・撤去します。



写真1 早春1番草肥料散布時のほ場状態

町名	萌芽期	平年値
美深町	4/22～5/2	4/27
下川町	4/7～4/21	4/15
中川町	4/7～4/27	4/18

表1 作況調査牧草の萌芽期データ範囲(2017～2021年の5か年)と2022年平年値

早春の気象経過やほ場水分の影響を受け、萌芽期（表1）から概ね10～14日を経過し幼穂形成期をむかえます。写真1の牧草萌芽の進度は10～20%が推定され、早期肥料散布のポイントがしっかりと抑えられた作業の様子と言えます。

上川農業改良普及センター上川北部支所人事異動のお知らせ

北海道の4月1日付け人事異動により、2名の異動があり下記の職員が着任しました。地域農業振興のために取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。



地域係長
たに ひでお
谷 英雄

【日高農業改良普及センター本所より】



専門主任
むらかみ ゆきえ
村上 幸恵

【宗谷農業改良普及センター本所より】

お世話になりました

地域係長

中山 直紀

（根室農業改良普及センター本所へ）

専門普及指導員 小野 礼以奈（退職）



1 春の地域安全運動の実施 みんなで築こう、安全で安心な大地

(1)運動期間

令和4年5月11日（水）から5月20日（金）までの10日間

(2) 広報ポイント

ア子供の犯罪被害防止

- 令和3年中の子供への声かけやつきまといなどの前兆事案は、登下校時、特に下校時間帯に発生が多い傾向にあります。
- 地域の見守りの目を増やすことは、犯罪の未然防止や防犯力の向上にもつながることが期待できますので、ウォーキングやジョギング、買い物、犬の散歩等の日常活動の中ができる「ながら見守り」にご協力ください。
- 危険な事態を予測回避する能力、を身につけていただきため、防犯標語である「いかのおすし」を活用し、不審者に遭遇した際の対処方法を教えてください。
- 防犯ブザーや防犯ホイッスルなどの防犯グッズを持たせましょう。

イ女性の犯罪被害防止

- 夜間は、できるだけ人通りが多く明るい道を歩くようにしましょう。
- イヤホンで音楽を聴きながら、スマートフォンを操作しながらなどの「ながら歩き」は周囲の状況がわかりにくくなるので注意しましょう。
- エスカレーターに乗車している時は、盗撮被害に遭わないために、後方に注意しましょう。
- 痴漢や盗撮など不審な行為をしている人を見かけた際は、すぐに警察へ通報をお願いします。

ウ特殊詐欺の被害防止

- 保険料や医療費の払い戻しの電話は詐欺の可能性がありますので、警察に相談してください。
- 携帯電話で通話しながらATMを操作している人は、詐欺の被害に遭っている可能性がありますので、見かけた方は声掛けをお願いします。
- 普段から家族間で連絡を取り合い、お互いに詐欺に用心を持ちましょう。

2 生活経済事犯被害の未然防止対策の推進

考え方！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～

悪質商法の被害にあわないためのポイント「悪質業者は、う・そ・つ・き！」

【う】うまい話を信用しない！ うまい話、絶対にもうかる話には、必ず大きな落とし穴…

【そ】そだんする！ ひとりで判断せず、家族・知人・相談機関に相談を

【つ】つられて返事をしない！ すぐに契約しない！ 悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するように迫ってきます

【き】きっぱり！ はっきり！ 断る！ あいまいな返事をせず、キッパリ！ ハッキリ！ 断る！

3 自転車の安全利用の促進 自転車のすり抜け飛び出し事故のもと

自転車は子供からお年寄りまで幅広い年代層で利用されている乗り物ですが、交通違反やマナーを無視した乗り方は交通事故につながることがあります。自転車に乗るときは、正しい交通ルールやマナーを守り、交通事故に気を付けましょう。

(1) 自転車安全利用五則

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 子供はヘルメットを着用

(2) 自転車に乗るときの心得

- 使用する自転車は、あらかじめ必要な点検や整備をするようしましょう。

- 二人乗りをしてはいけません。ただし、幼児用の座席に幼児を乗せているときは別です。

- 運転の妨げや不安定となる危険な荷物の積み方はやめましょう。

- 携帯電話を使用したり、傘を差す、物を担ぐ等の行為による片手での運転はいけません。

- イヤホンやヘッドホンを使用して、周囲の音が十分聞こえないような状態での運転はいけません。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合などは別です。

(3) 知っていますか。北海道自転車条例

- 自転車に乗るときは、子供はもちろん大人も乗車用ヘルメットをかぶり、夜間は自転車の側面に反射器材を付けるようにしましょう。

- 万が一に備えて、自転車損害賠償保険等に加入するようしましょう。

組合員の異動

令和4年3月31日現在
※() 前号比

地区名	正組合員数	准組合員数
美深・音威子府	(-1名)	271名
	(+2名)	574名
下川支所	(+2名)	147名
	(-4名)	189名
中川支所	(0名)	91名
	(-6名)	167名
合 計	(+1名)	509名
	(-8名)	930名
		1,439名

編集後記

寒さが和らぎ温かい日が増え、入学式などがあると春を感じますよね。4月は新たなスタートを感じる方も多いのではないでしょうか？

さて、今年も本格的に農作業が始まります。まだ寒い日が続きますので、体調管理に十分気を付けて農作業事故が起きないよう作業を行って下さい。

(M・S)